

白浜町観光パンフレット作製業務プロポーザル実施要領

1. 趣旨

本要領は、白浜町観光パンフレット作製業務の実施に当たり、最も適正な企画力、技術力、実施体制及び業務に対する熱意を有する事業者を業務委託候補者として選定するために定めるものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

白浜町観光パンフレット作製業務（以下「業務」という。）

(2) 業務内容

別紙「白浜町観光パンフレット作製業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

※履行期間については、繰越承認を受け次第、契約変更する予定である。なお、繰越承認後に変更する履行期間終了日は令和8年12月25日を予定している。

(4) 納入場所

白浜町観光課観光商工係（和歌山県西牟婁郡白浜町1600番地）

(5) 委託料上限額

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本件プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、本業務の趣旨を理解し、本業務に関する実績と能力がある事業者であるとともに、参加資格審査申請日から本契約締結日までの間において、次に掲げる項目をすべて満たしていること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。

(4) 消費税及び地方消費税、法人税を滞納していないこと。

(5) 白浜町暴力団排除条例（平成23年白浜町条例第15号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等に該当していないこと。

(6) 和歌山県及び白浜町において指名停止措置を受けていないこと。

(7) 宗教活動や政治活動を目的としない法人等であること。

(8) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。

(9) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の実績を有していること。

- (10) 本業務を遂行するために必要とされる専門的知識、提案力及び同種、類似業務での豊富な業務経験を有するものを従事させることができること。
- (11) 町と緊密な連絡調整が可能であること。

4. 参加にあたっての留意事項

- (1) プロポーザルへの参加に要する経費は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案の提出は、1者につき1提案とする。
- (3) 企画提案書の提出が1者のみの場合も、審査を実施する。
- (4) 提案者は、参加申請書（様式第1号）の提出をもって、本要領のほか本件プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、白浜町が本プロポーザルに関して必要な事務の範囲内で、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製できるものとする。
- (6) 提出書類は、白浜町情報公開条例（平成18年白浜町条例第10号）に基づき、情報公開の対象となる。
- (7) 白浜町は、提出書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。
- (8) 提出書類は変更できないものとし、結果に関わらず返却しない。
- (9) 次のいずれかに該当するときは、失格とする。
 - ① 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - ② 提出書類等に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ④ 本実施要領に違反すると認められた場合
 - ⑤ その他選考に係る不正行為があった場合

5. 参加申請等について

- (1) 担当課（参加申請書等の提出先、問い合わせ先）
 白浜町観光課観光商工係（担当：滝本、川脇）
 住所：〒649-2211 和歌山県西牟婁郡白浜町 1600 番地
 電話：0739-43-6588（直通）
 F A X：0739-43-7825
 E-mail：kanko@town.shirahama.lg.jp

(2) 実施スケジュール

内容	日程
公募開始	令和7年11月11日（火）
質問書提出期限	令和7年11月25日（火）午後5時まで
質問回答	令和7年12月 1日（月）予定
参加申請書等提出期限	令和7年12月10日（水）午後5時まで
参加資格審査結果通知日	令和7年12月12日（金）予定
企画提案書等提出期限	令和7年12月26日（金）午後5時まで

一次審査（書類審査等）	令和 8 年 1 月 8 日（木）
一次審査結果通知日	令和 8 年 1 月 13 日（火）予定
二次審査 （プレゼンテーション等）	令和 8 年 1 月 22 日（木）予定
優先交渉権者の決定	令和 8 年 1 月下旬（予定）
契約内容協議、契約締結	令和 8 年 2 月上旬（予定）

(3) 実施要領等の配布

① 配布する資料

ア 実施要領（本書）

イ 仕様書

ウ 様式第 1 号～様式第 7 号

② 配布期間

令和 7 年 1 月 11 日（火）～1 2 月 26 日（金）

③ 配布方法

白浜町ホームページからダウンロードすること。

※窓口での配布は行わない。

(4) 質問書の提出

① 提出期限

令和 7 年 1 月 25 日（火）午後 5 時（必着）

② 質問方法

質問票（様式第 6 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールに添付して「(1)担当課」に記載のメールアドレスへ送信すること。必要に応じて行の追加・高さの変更をしてもよい。

※FAX、電話、口頭での質問は受け付けない。

(5) 質問に対する回答

① 回答方法

質問内容及び回答については、質問者を伏せ、白浜町ホームページで公開する。

② 回答日

令和 7 年 1 2 月 1 日（月）予定

(6) 参加申請書等の提出

① 提出期限

令和 7 年 1 2 月 10 日（水）午後 5 時（必着）

② 提出方法

持参又は郵送とし、提出期限内必着とする。持参する場合は平日午前 9 時から午後 5 時までに限る。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留での送付とする。

③ 提出書類

	提出書類	部数	内容等	備考
1	参加申請書	1		様式第 1 号
2	事業者概要	7		様式任意

3	業務実績調書	1		様式第2号
4	納税証明書	1	国税に関する納税証明書（その3の3）	

【提出書類作成上の留意事項（共通）】

- ア 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- イ 用紙はA4判両面印刷を基本とし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3判を使用してよいが、その際は折り込むこと。
- ウ 印刷はカラーを可とする。
- エ 専門知識を有しない者に配慮し、可能な限り専門用語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。

【提出書類作成上の留意事項（事業者概要）】

- ア 会社の概要、沿革等を記載し作成すること。パンフレット等でも可とする。

【提出書類作成上の留意事項（業務実績調書）】

- ア 令和2年度以降に受注した業務実績を記載すること。
- イ 業務実績調書に記載した契約書の写しを添付すること。

【提出書類作成上の留意事項（納税証明書）】

- ア 申請日において発行日から3か月以内のものとする。

(7) 参加資格審査結果の通知

「3. 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査し、全提案者に対し、参加資格の審査結果を令和7年12月12日（金）に、参加申請書に記載された電子メールアドレス宛へ通知する。

(8) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和7年12月26日（金）午後5時（必着）

② 提出方法

持参又は郵送とし、提出期限内必着とする。持参する場合は平日午前9時から午後5時までに限る。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留での送付とする。

③ 提出書類

提出書類		部数	内容等	備考
1	企画提案書	7	表紙は様式第3号「提案書類提出書」を用いること。	様式任意
2	業務実施体制	7		様式第4号
3	見積書	1		様式第5号

【提出書類作成上の留意事項（共通）】

- ア 言語は日本語とし、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- イ 用紙はA4判両面印刷を基本とし、下部中央にページ番号を振ること。ただし、資料のレイアウト等の制約により必要がある場合は、A3判を使用してよいものとするが、その際は折り込むこと。

ウ 印刷はカラーを可とする。

エ 専門知識を有しない者に配慮し、可能な限り専門用語等は使用せず、やむを得ず使用する場合は説明書きを付すること。

【提出書類作成上の留意事項（企画提案書）】

ア 作成ページ数は、表紙及び目次を除き、30ページ以内とすること。

イ 表紙は提案書類提出書（様式第3号）を用いること。また、会社名、提出年月日等を記載すること。

ウ 別紙「白浜町観光パンフレット作製業務仕様書」に係る提案内容を具体的に記載すること。

エ 「企画提案記載事項一覧表」の項目を企画提案書内に盛り込むこと。なお、本項目について記載がない場合は、審査において不利となることに留意すること。

（企画提案記載事項一覧表）

①スケジュール管理	④デザイン・レイアウト案
②パンフレットのタイトル案	⑤独自性
③パンフレットの表紙イメージ	

オ 実現不可能なものではなく確実に実現できる範囲で記載すること。企画提案書に記載された内容は、すべて提案者が実現を約束したものとみなす。

カ 現行の観光パンフレットにはない独自性のある提案を積極的に行うこと。

【提出書類作成上の留意事項（業務実施体制）】

ア 人員配置・担当する業務内容を記載すること。

【提出書類作成上の留意事項（見積書）】

ア 見積書には代表者印を押印すること。

6. 審査方法、審査基準

(1) 選定委員会

事業者の選定にあたり、白浜町の職員等で構成する白浜町観光パンフレット作製業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。選定委員会は、提案者から提出された書類の審査等を行い、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

(2) 一次審査（書類審査等）

① 審査日

令和8年1月8日（木）

② 審査基準

「一次審査表」を用いて、合計点が最も高いものから4者を選定する。なお、一次審査の評価点の合計が42点に満たない提案者は失格とする。また、提出が4者以内であった場合においても一次審査を行う。

【評価対象】

業務実績調書（様式第2号）、企画提案書

【評価方法】

（一次審査表）

評価項目	審査内容	配点	採点者
業務実績	①日本語版のパンフレット作製に関して、過去の実績を十分に有するか次の順位で評価する。 1. 同種業務の実績がある。 2. 類似業務の実績がある。	5	事務局
	②多言語版のパンフレット作製に関して、過去の実績を十分に有するか次の順位で評価する。 1. 同種業務の実績がある。 2. 類似業務の実績がある。 ※①と同一パンフレットの多言語版でも可。	5	
業務提案	③本業務の基本的な考え方を理解した提案であるか。	30 (5点×6名)	選定委員会
	④白浜町の観光の魅力を分かりやすく伝えられる提案か。	30 (5点×6名)	
一次審査 評価点合計		70	

※同種業務及び類似業務とは、次のものを作成する業務とする。

- ・同種業務：行政や観光協会等が発行した観光パンフレット
- ・類似業務：上記以外の団体が発行した観光パンフレット、行政が発行したリーフレット・市町村広報紙、各種施設のパンフレット・リーフレット、文化財冊子・リーフレット等

③ 一次審査結果の通知

一次審査結果は、令和8年1月13日（火）に全ての提案者に書面で通知するほか、提案書類提出書に記載された電子メールアドレス宛にも通知する。なお、選定に関する異議・質問等は受け付けない。

(2) 二次審査（プレゼンテーション等）

① 審査日

令和8年1月22日（木）予定

② 審査基準

提出された企画提案書、プレゼンテーションの内容を「二次審査表」に基づき審査する。360点を満点とし、二次審査の評価点が216点に満たない提案者は失格とする。

【評価対象】

企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答

【評価方法】

(二次審査表)

評価項目	審査内容	配点	採点者
業務理解	本業務の目的を理解し、仕様書の内容、要件を理解した提案となっているか。	10	選定委員会
業務遂行	業務全体を円滑に遂行できる運営体制がとら	5	

能力	れているか。		
	無理のない実現可能なスケジュール管理となっているか。	5	
企画提案	昨今の観光ニーズをふまえ、白浜町の観光の魅力が読者に伝わる内容となっているか。	10	
	写真やイラストを効果的に使用し、誰が見ても分かりやすく、洗練されたデザインか。	15	
提案の独自性	ターゲットと本業務の目的が整合しており、現行のパンフレットにはない独自性のある提案となっているか。	15	
配点合計		60	
二次審査 評価点合計（配点合計×6名）		360	

③ プレゼンテーション審査の留意事項

ア プレゼンテーションは企画提案書に基づいた内容で行うこととし、新たな資料を配布することは認めない。

イ 選考時間は1事業者あたり30分程度（説明20分以内、質疑応答10分）とするが、質問状況によって時間を延長することがある。

ウ プレゼンテーションの順番は企画提案書等の提出順とする。

エ 出席者は、提案者1者につき3名以内とする。

オ プレゼンテーションの傍聴及び録音は認めない。

カ プレゼンテーションの会場には、スクリーン、プロジェクター、電源を用意する。その他必要な機器（パソコン、接続ケーブル等）については、提案者が持参すること。

キ 選定委員による選考協議は非公開とする。

(3) 優先交渉権者の選定

プレゼンテーションの終了後、選定委員会を開催し、一次審査と二次審査の合計点が一番高い提案者を優先交渉権者として選定する。ただし、合計点が258点未満であった者については、失格とする。なお、同点が2者以上になった場合は、見積書の低い方を優先交渉権者とする。

(4) 審査結果の通知

選定結果は、令和8年1月下旬（予定）に全ての提案者に書面で通知するほか、白浜町ホームページで公表する。なお、選定に関する異議・質問等は受け付けない。

7. その他

(1) 参加申請書提出後、辞退する場合は、参加辞退届（様式第7号）を使用し、令和7年12月26日（金）までに「5. (1)担当課」に記載の提出先へ持参又は郵送により送付すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはない。

(2) 本プロポーザルでは、提案力の高い者を選定するもので、選定後に優先交渉権者と

双方協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

(3) 以下のいずれかに該当し、優先交渉権者と契約が締結できない場合には、次点者と契約交渉を行う。

- ① 本実施要領「4. 参加にあたっての留意事項」(9)の失格条項に該当すると認められたとき。
- ② 審査後に提案書提出者の要件を満たすことができなくなったとき。
- ③ 優先交渉権者と契約交渉が成立しないとき。
- ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により優先交渉権者と契約の締結が不可能になったとき。